

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【公開番号】特開2001-230989(P2001-230989A)

【公開日】平成13年8月24日(2001.8.24)

【出願番号】特願2000-41560(P2000-41560)

【国際特許分類】

H 04 N	5/64	(2006.01)
H 01 R	13/73	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/64	5 7 1 E
H 04 N	5/64	5 2 1 P
H 04 N	5/64	5 5 1 E
H 04 N	5/64	5 5 1 Z
H 01 R	13/73	Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月16日(2007.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像表示装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】外部からの信号入力を行うための複数のコネクタを有し、画像表示装置とは別体で構成するとともに、前記画像表示装置とケーブルを用いて電気的に接続されるコネクタユニットと、

前記コネクタユニットを前記画像表示装置の背面部に着脱可能なように保持する保持手段と、を有し、

前記保持手段は、前記コネクタユニットが有するコネクタに信号入力線が接続された状態で、前記信号入力線が前記画像表示装置の背面方向に突出しないように、前記コネクタユニットを保持することを特徴とする画像表示装置。

【請求項2】前記コネクタユニットは、前記保持手段による保持状態を解除した場合に、前記画像表示装置の背面部から前記画像表示装置の前面側へ引き出すことが可能であることを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項3】前記画像表示装置または前記コネクタユニットの少なくともどちらか一方に、前記画像表示装置の背面部に設けられた前記コネクタユニットの装着位置に、前記コネクタユニットが装着されているか否かを検出する検出手段を備え、

前記検出手段により前記コネクタユニットが前記画像表示装置の装着位置に装着されていないと検出された場合は、前記コネクタユニットと前記画像表示装置間の電気的接続を遮断することを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置。

【請求項4】前記コネクタユニットと前記画像表示装置間の電気的接続が遮断されている場合、使用者の操作によって、前記コネクタユニットと前記画像表示装置間の電気

的接続を回復する回復手段を有し、

前記コネクタユニットが前記画像表示装置の装着位置に装着されていない場合でも、前記回復手段によって電気的接続の回復が可能であることを特徴とする請求項3に記載の画像表示装置。

【請求項5】 前記画像表示装置の背面部以外の面に、前記保持手段による前記コネクタユニットの保持状態を解除するための操作部を有することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の画像表示装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明はテレビジョン受像機等の画像表示装置に係り、特に薄型の画像表示装置に関するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明は上述の事情に鑑み考案されたものであって、画像表示装置の背面に設けられたコネクタユニットが、外部機器との接続の際、作業性がよくかつ、このユニットと接続するケーブルの収納を好適にし、かつこれらの電気的接続、遮断を適確にすることのできる画像表示装置を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

前途の目的を達成するために本願の請求項1記載の発明は、外部からの信号入力を行うための複数のコネクタを有し、画像表示装置とは別体で構成するとともに、前記画像表示装置とケーブルを用いて電気的に接続されるコネクタユニットと、前記コネクタユニットを前記画像表示装置の背面部に着脱可能なように保持する保持手段と、を有し、前記保持手段は、前記コネクタユニットが有するコネクタに信号入力線が接続された状態で、前記信号入力線が前記画像表示装置の背面方向に突出しないように、前記コネクタユニットを保持することを特徴とする画像表示装置である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

また、請求項2記載の発明は前記コネクタユニットは、前記保持手段による保持状態を解除した場合に、前記画像表示装置の背面部から前記画像表示装置の前面側へ引き出すことが可能であることを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、請求項3記載の発明は前記画像表示装置または前記コネクタユニットの少なくともどちらか一方に、前記画像表示装置の背面部に設けられた前記コネクタユニットの装着位置に、前記コネクタユニットが装着されているか否かを検出する検出手段を備え、前記検出手段により前記コネクタユニットが前記画像表示装置の装着位置に装着されていないと検出された場合は、前記コネクタユニットと前記画像表示装置間の電気的接続を遮断することを特徴とする請求項1に記載の画像表示装置である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、請求項4記載の発明は前記コネクタユニットと前記画像表示装置間の電気的接続が遮断されている場合、使用者の操作によって、前記コネクタユニットと前記画像表示装置間の電気的接続を回復する回復手段を有し、前記コネクタユニットが前記画像表示装置の装着位置に装着されていない場合でも、前記回復手段によって電気的接続の回復が可能であることを特徴とする請求項3に記載の画像表示装置である。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、請求項5記載の発明は前記画像表示装置の背面部以外の面に、前記保持手段による前記コネクタユニットの保持状態を解除するための操作部を有することを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の画像表示装置である。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】